

## 2 加古川市自殺対策推進本部設置要綱

### 加古川市自殺対策推進本部設置要綱

平成 31 年 1 月 31 日

市 長 決 定

#### (設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）の基本理念に鑑み、加古川市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、自殺者の減少を図るため、加古川市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

#### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、総理する。
- 4 副本部長は、福祉部長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する部等の長をもって充てる。

#### (会議)

第 4 条 本部会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 本部員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、本部長の承認を得て、代理人を本部員として出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

#### (庶務)

第 5 条 本部の庶務は、福祉部健康課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。